

第4章 施策の推進

1 施策の推進に対する考え方

国は「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や多様な主体が地域生活の課題に自分のこととして取り組み、行政は相談支援の窓口拠点を集約し、その拠点で何でも丸ごと受け止め、対応できる体制の構築を掲げています。

本市においては、多機関と包括的支援体制による連携を推進し、制度の挟間の課題や複合的な課題に対応する体制を整えつつあります。その体制を基盤としつつ、苫小牧市社会福祉協議会でコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各圏域に配置し、地域活動をさらに促進していきます。

本計画では、支援の対象を高齢者、障がい者、子どもといった属性にとらわれず、支援を必要とする人として包括的にとらえ、施策の体系を個人のみならず世帯が抱える生活課題に向き合い各施策を進めていきます。

なお、各施策を進めるにあたっては、社会情勢を十分見極め、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、その収束後における情報発信の在り方や支援方法などについて各関係機関とも連携を図りながら適切な対応をとることとします。

コラム②

「コミュニティソーシャルワーカー」

- 地域で課題を抱えている人を支援するために、制度、サービス、地域住民の援助などを組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。

- 課題を抱えている個人や家族に対する包括的な相談支援などの「個別支援」や地域の様々な団体が行う日常活動への関わりなどを通じて地域の実態把握に努めるとともに、生活環境の改善や地域住民の組織化等の「地域支援」を統合的に展開することにより、地域づくりや必要な資源開発を行っていきます。

2 施策の体系

施策	取組方針
<p>1 包括的な相談支援体制の構築</p> 	<p>1 包括的な支援を行う体制づくり 2 福祉サービスの質の向上 3 福祉専門職の支援体制づくり 4 居住に課題を抱える方への横断的な支援</p>
<p>2 権利擁護の推進</p> 	<p>5 成年後見制度等の利用促進 6 虐待防止に向けた対応</p>
<p>3 地域を担う人づくり</p> 	<p>7 福祉教育の推進 8 新たな担い手の発掘・育成 9 ボランティア活動の推進と支援</p>
<p>4 地域福祉活動の推進</p> 	<p>10 福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり 11 地域の防災活動の推進 12 地域支え合いの機能の充実</p>
<p>5 安心して暮らせる地域づくり</p> 	<p>13 自殺防止に向けた取組 14 再犯防止に向けた取組の推進 15 交通安全対策、移動手手段の確保</p>
<p>6 福祉のまちづくりの推進</p> 	<p>16 バリアフリーの推進 17 情報アクセシビリティの確保</p>
<p>7 地域丸ごとのつながり</p> 	<p>18 雇用の安定・拡大と人材確保・育成 19 地域における人と資源の循環</p>

SDGsについては、P114参照

3 評価指標

基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり

施策1 包括的な相談支援体制の構築

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
①包括的な支援を行う体制づくり	生活困窮者自立支援事業での他機関へのつなぎ件数	160 件	180 件
	ふくし総合相談窓口機能の充実	—	R4 開設
②福祉サービスの質の向上	ケアマネジャーの質の向上 ① 研修開催回数 ② ケアプラン点検数	① 1 回 ② 40 件	① 2 回 ② 40 件
	法人間連携における公益的取組に関する情報交換会開催	—	年 1 回
③福祉専門職の支援体制づくり	福祉人材育成研修等の実施	10 回	12 回
④居住に課題を抱える方への横断的な支援	東胆振圏域地域生活支援拠点センターラポルトの活用	30 件	40 件

施策2 権利擁護の推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑤成年後見制度等の利用促進	市民後見人数	18 人	40 人

基本目標2 共に支え合う地域づくり

施策3 地域を担う人づくり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑦福祉教育の推進	リーダー養成事業登録者数	200 人	200 人
	福祉学習開催数	21 校、150 学級	24 校、150 学級
⑧新たな担い手の 発掘・育成	認知症サポーター数（累計）	24,355 人	42,000 人
	福祉人材バンク事業における求職数・ 求人数・マッチング成功数	求職 118 人 求人 241 人 マッチング成功 13 件	求職 130 人 求人 250 人 マッチング成功 20 件
⑨ボランティア活 動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動 延人数	2,300 人	3,250 人
	雪かきボランティア登録者数	519 人	555 人
	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人

施策4 地域福祉活動の推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑩福祉コミュニテ ィの拠点や多様な 居場所づくり	異年齢児・世代間交流事業における実 施園数	27 園	39 園
	ふれあいサロン数	68 か所	83 か所
⑪地域の防災活動 の推進	避難行動要支援者協定 締結町内会数	43 町内会	50 町内会
	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	91.00%
	防災出前講座 開催数	45 回	50 回
	災害ボランティア登録者研修会におけ る講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名
⑫地域支え合いの 機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所
	コミュニティソーシャルワーカー相談 件数	14 件	30 件

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策5 安心して暮らせる地域づくり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑬自殺防止に向けた取組	実務者ネットワーク会議開催回数	1回	年1回以上
	ゲートキーパー養成講座総登録者数	1,620人	2,420人
	こころの健康相談の開催	相談日：年1回	相談日：年12回
⑭再犯防止に向けた取組の推進	巡回体制	街頭巡回 年間680回	巡回体制を維持 します。
⑮交通安全対策、 移動手段の確保	交通安全教室開催数	321回	320回
	デマンド型コミュニティバス利用者数	樽前ハッピー号 17,665人 とこバス 2,771人	樽前ハッピー号 18,000人 とこバス 2,800人

施策6 福祉のまちづくりの推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑯バリアフリーの 推進	福祉トイレカー出動回数	37回	45回
	手話通訳者派遣件数	54件	60件
	バリアフリー化事業における合理的配慮の提供を支援する助成件数	3件	6件
	あいさポーター数(累計)	1,425人	6,000人
	市営住宅バリアフリー化住戸数(累計)	192戸	480戸
	バリアフリー化公園数(累計)	142か所	157か所

施策7 地域丸ごとのつながり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑰雇用の安定・拡大と人材確保・育成	農福連携農家数	—	1戸

基本目標 1 自分らしく生きるための仕組みづくり

支援を必要とする人が適切かつ切れ目のない福祉サービスの提供を受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。さらに、本人の意思決定を支援するための成年後見制度等の権利擁護の推進に取り組みます。

施策 1 包括的な相談支援体制の構築



複合的で複雑化した課題を抱えた人に対して、包括的に受け止め、多機関と連携し、分野を横断して総合的に支援することができる体制を構築します。

また、包括的支援体制の構築のため体制整備のプロセスや検討方法を整理します。

取組方針①

包括的な支援を行う体制づくり

8050問題や育児と介護のダブルケアなど、一つの世帯において複合的な課題を抱え、地域から孤立し、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例が顕在化しています。こうしたことから、地域住民の複雑化した支援ニーズに早期に対応するため、積極的なアウトリーチや各種分野の会議等を活用しながら、包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

重層的支援体制整備事業の実現に向けて取り組むために、多機関連携の必要性を共有し体制整備のプロセスや検討方法を整理します。

相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備し、ふくし総合相談窓口の機能強化を図ります。

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/こども支援課/総合福祉課
-----	---------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
1	各支援機関との連携強化	<p>(地域包括支援センター運営協議会)</p> <p>地域包括支援センターの運営が継続的かつ安定した事業となるよう、地域包括支援センター運営協議会において定期的な点検・評価を行います。</p> <p>(地域自立支援協議会)</p> <p>地域における相談支援事業の適切な実施を図り、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設け、地域のサービス基盤の整備を進めていきます。</p> <p>(要保護児童対策地域協議会)</p> <p>児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、児童に関係する機関と連携して取り組みます。</p> <p>(生活困窮者自立支援ネットワーク会議、生活困窮者庁内関係部署連携会議)</p> <p>失業、疾病、低収入、借金、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を抱えている生活困窮者に対して、自立に向けた相談支援を実施します。また、ネットワーク会議等を開催し、庁内外の関係部署・機関と連携強化を図ります。</p>	<p>介護福祉課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>こども支援課</p> <p>総合福祉課</p>
2	ふくし総合相談窓口機能の充実	<p>相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図ります。</p>	総合福祉課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
生活困窮者自立支援事業での他機関へのつなぎ件数	160 件	180 件
ふくし総合相談窓口機能の充実	—	R4

取組方針②

福祉サービスの質の向上

利用者に適正なサービスを提供するため、また、利用者が適切にサービスを選択できるように、専門職の資質向上に努めるとともに、福祉サービスの質の向上を図ります。

また、必要な情報はもとより、高齢者、障がい者、子どもなどの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知や、サービスの提供体制の充実を図ります。

さらには社会福祉法人で、地域の課題などに対して法人の強みを活かした「地域における公益的な取組」が連携して対応できるよう法人間での連携づくりを図ります。

担当課	介護福祉課/総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
3	ケアマネジャーの質の向上	ケアマネジャー連絡会の研修や自主活動の支援により相互の能力向上を図り、適切な介護サービス計画（ケアプラン）の作成を目指します。また、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーが抱える困難ケースへの支援を行います。	介護福祉課
4	介護サービス事業所の育成・支援	サービス事業者連絡会を支援し、事業所間の連携及びサービスの総合的な向上を図るとともに、適正なサービス提供について周知します。	介護福祉課

5	社会福祉法人及び民間事業者に対する公益的取組への支援	社会福祉法人及び民間事業者の経営やサービス提供の適正化を図るため、公益的取組に関する情報交換会を開催します。	総合福祉課
6	社協だよりなど周知方法の強化	社会福祉協議会の取組や地域福祉活動等において情報発信し、より多くの住民に地域福祉への関心を持っていただける紙面づくりを目指します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
ケアマネジャーの質の向上 ① 研修開催回数 ② ケアプラン点検数	① 1回 ② 40件	① 2回 ② 40件
法人間連携における公益的取組に関する情報交換会開催	—	年1回

取組方針③

福祉専門職の支援体制づくり

支援は担当者の個の力に頼ることが多いことから、支援に行き詰まり孤立することがあります。支援者を孤立させず、支援のための見立て、手立てについて共に考え、他職種の領域を学び、相談者支援を中心課題とする支援者のケア会議に取り組みます。

支援者が、相談者とお互いの「弱さ」「苦勞」を語り合い、学び合い、相談者の生きづらさを理解し情報共有していくことにより、地域に暮らす大切な人材として可能性を見出していく「対話を通じた人づくり」の活動に取り組みます。

地域包括支援センター、相談支援事業所の支援を担う基幹相談支援センターを充実させることにより、地域の専門相談支援機関のサポートを強化し、サービスの質の向上を図ります。

担当課	総合福祉課/介護福祉課/障がい福祉課/発達支援課/生活支援室/社会福祉協議会
-----	--

No	取組項目	取組内容	担当課
7	対話を重視した支援の取組	社会的に孤立している方(ひきこもり等)が集まる「茶話会ぼれぼれ」や普段の相談支援の中で、支援者からの一方的な支援にならないように、相談者や支援者の垣根を越えてお互いの弱さを語り合える関係性の構築や、対話の力を最大限に活用し、支援者も回復できる学びの場づくりに取り組めます。	総合福祉課
8	多職種連携の取組	地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び生活困窮者支援調整会議・ネットワーク会議において事例検討会を開催し、多職種の領域を学び、相談者支援を中心課題とする支援者のケア会議に取り組めます。	介護福祉課 障がい福祉課 総合福祉課
9	福祉専門職向けの研修	福祉サービスを安定的に供給できるよう、地域自立支援協議会など地域の関係団体と連携し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など福祉専門職の人材育成研修を強化していきます。	介護福祉課 障がい福祉課 発達支援課 生活支援室 総合福祉課
10	包括的支援体制に伴う研修事業	属性や世代を問わない相談は、単独の支援事業者だけでは解決が難しく課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担の整理が必要となる事例が多くなってきています。このような相談を多機関と協働して支援するため、他機関と連携していくことを目的に事例検討や研修会を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
福祉人材育成研修等の実施	10回	12回

取組方針④

居住に課題を抱える方への横断的な支援

低所得者、高齢者、障がい者などのうち、生活や住まいに不安を抱える方に対して、訪問による見守り支援や日常生活を営むのに必要な支援を強化します。

また、関係部署と連携しながら入居を拒まない低家賃の住まいの確保などの仕組みづくりに向けて検討します。

担当課	総合福祉課/障がい福祉課/建築指導課/住宅課
-----	------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
11	生活困窮者一時生活支援事業	住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。	総合福祉課
12	東胆振圏域地域生活支援拠点事業（居住支援、緊急時の受入対応）	誰もが公平に利用できる社会資源の整備と情報の共有化のため、居住支援施設等の空き情報の一元化のほか、緊急レスパイト時の受け入れ先の情報提供や調整を行い、地域において自分らしく生活できるよう支援します。	障がい福祉課
13	新たな住宅セーフティネット	高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、豊かで住みやすい地域づくりを進める新たな住宅セーフティネットを検討します。	建築指導課 総合福祉課 住宅課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
東胆振圏域地域生活支援拠点センター ラポルトの活用	30 件	40 件

コラム③

「生活困窮者自立支援制度」

2015 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行されました。苫小牧市では、
 法施行に合わせて総合福祉課を立ち上げ、自立相談支援機関を直営で行っ
 ています。また、全道に先駆けて家計改善支援事業、子どもの学習支援事
 業、就労準備支援事業、一時生活支援事業の 4 つの任意事業も実施しまし
 た。2015 年から 2019 年までの 5 年間に自立相談支援機関の窓口を訪れた
 市民の方の数は何と 2,531 人！

振り返ってみると、たくさんの素敵な出会いに恵まれました。その道の
 りの中で、私たちが一貫して大切にしてきたことは、お一人お一人との出
 会いです。相談者の方々が悩まれていることは、お金のことだけではあり
 ません。家族との関係や病気のこと、不安定な雇用を続けていること、人
 間関係が苦手なこと、それぞれの方にそれぞれの悩みがあります。その悩
 むが、どの制度の対象にならないことも多く、その度に微力ながら相談者
 の方と一緒に考えてきました。

そのような中から生まれたことの 하나가「茶話会ばればれ」です。社会
 の中で孤立し、悩みを抱えた方々を対象に、月に 1 度、皆で集まって悩み
 を語り合っています。毎年行っているクリスマス会の中で、ある方が言い
 ました。「人間関係は苦手なんです、だからといって人が嫌いなわけ
 ではないんです」。

私たち相談員は、相談者の方々の言葉
 からたくさんのことを勉強させていただ
 いています。今後も相談者や地域の方々
 から学びながら、よい窓口になるように
 努めてまいりたいと思います。



施策2 権利擁護の推進



全ての市民の人間性が尊重され、自分らしく生きることができるよう、積極的に意識啓発を行います。また、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人について、基本的な人権が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組を推進します。

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、社会の喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資することです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、現状では十分に利用が進んでいるとは言えません。

権利擁護ニーズが地域で埋もれることなく、成年後見制度を適切に利用できるよう、早期相談・支援につなげるための地域連携のネットワークを構築するとともに、支援に携わる人材や市民後見人の確保・育成を行い、制度を円滑に運用する体制づくりが必要となります。地域における権利擁護の必要な人に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進めます。

本編は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、以下のとおり各種施策を推進します。

担当課	総合福祉課/成年後見支援センター
-----	------------------

取組項目① 地域連携ネットワークの構築

「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に、地域や関係機関等と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築します。

No	取組項目	取組内容
14	合議体の設置・運営の検討	行政・法律・医療・福祉・金融・地域等の関係機関や団体、家庭裁判所との連携の仕組みを構築し、権利擁護支援に関する合議体の設置・運営について検討します。
	チームによる支援の検討	後見人・関係者を含めたチームにより、権利擁護の必要な方への支援体制を構築します。また、上記チームによるケース会議を開催し、情報共有や支援の方向性等について検討を行います。

取組項目② 中核機関の体制整備

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、市と成年後見支援センターとの協働による中核機関を設置します。中核機関は、地域連携ネットワークにおける調整役として関係機関とともに意思決定支援に取り組み、広域化についても周辺各町と協議・検討を行います。

また、今後見込まれる相談件数の増加に対応するため、相談機能の強化、相談業務に携わる人材の育成に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置	市と成年後見支援センターによる中核機関を設置し、その役割分担についての整理を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市と成年後見支援センターによる新たな相談体制を構築し、相談員のスキルアップ、育成に取り組みます。後見支援センターの体制強化についても検討を行います。
	受任調整機能の充実	受任調整会議（マッチング機能）をより充実させるため、被後見人対象者のニーズ把握の方法について検討します。
	周辺町と広域化についての検討	本市の周辺各町と中核機関の広域化について、協議・検討を行います。

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期に発見し、相談や支援へつなげることの重要性や、判断能力の程度に応じた保佐・補助の各類型による利用についても周知を行うなど、制度の理解や認知度の向上に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
16	成年後見制度の広報・周知	成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図ります。
	講演会等の開催	認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催します。
	出前講座の実施	市民認知度の向上や地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象に出前講座を実施します。

取組項目④ 市民後見人の育成

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の見直し	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直しや受講しやすい環境について検討し、受講者数の増加に取り組めます。
	市民後見人の周知啓発	認知度向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

市民後見人や親族後見人が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動を行うために相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。また、研修や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適正な対応力の向上と不正防止に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
18	相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の活動が円滑に行われるよう支援します。
	フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行います。
	活動マニュアルの改訂	必要に応じ、市民後見人の活動マニュアルを改訂します。

取組項目⑥ 成年後見制度利用者への支援

成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

また、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組みます。

No	取組項目	取組内容
19	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについてスムーズな移行の支援を行います。

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
市民後見人数	18人	40人

取組方針⑥

虐待防止に向けた対応

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力など、様々な虐待や暴力が社会問題となる中、これらを防止する取組が必要です。

高齢者虐待防止ネットワーク委員会や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。

児童虐待防止に向け、子ども家庭総合支援拠点において、必要な実情把握、家庭等からの相談に応じ、調査、指導など必要な支援を行います。

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/こども支援課/協働・男女平等参画室/指導室
-----	------------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
20	高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業に基づき、高齢者や養護者に対して支援を行います。また、高齢者虐待防止への幅広い周知に努めます。	介護福祉課
21	自立支援協議会におけるケース会議の開催	実際のケースや地域の課題を情報共有し、地域の実態や課題等の把握を行うことにより、障がい者の地域生活を支援するため、ケース会議を開催します。	障がい福祉課
22	児童虐待防止及びDV被害者保護活動事業	児童虐待の早期発見・早期対応として、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、ネットワーク体制の充実を図るとともに、育児不安や虐待の問題に早期に対応するための相談・支援体制の充実を図ります。 また、夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及びその子どもの相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携しながら、被害者の保護支援を図ります。	協働・男女平等参画室 こども支援課

23	DV及びデートDV防止啓発事業	DVを防止するため、男女平等参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発を行うとともに、交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。	協働・男女平等参画室
24	民間シェルターへの支援	DV等の被害女性及びその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	協働・男女平等参画室
25	いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。また、いじめの問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。	指導室

基本目標2 共に支え合う地域づくり

全ての地域住民が地域福祉を我が事として捉え、また、福祉事業者、行政等、多様な関係者が参画して地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動拠点づくりへの支援や、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

施策3 地域を担う人づくり



地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催を通じて、地域を担う人づくりに取り組みます。

地域福祉拠点やサロン活動の中から、地域福祉のリーダーやキーパーソンとなる人材を発掘・育成していきます。

取組方針⑦

福祉教育の推進

町内会への関心が薄く、町内会活動が地域住民に届かない現状がある一方で、「誰かのために何かをしたい」と考える若者も増えています。子どもたちへ町内会に関する教育をするなど、若者が福祉に触れることは、地域社会の未来を考えることであり、多様な人の生き方に触れ、自分にはどのような生き方の可能性があるのかを考えるきっかけづくりとなることから、社会で求められる視点を持った若者を育成していきます。

担当課	青少年課/総合福祉課/社会福祉協議会
-----	--------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
26	リーダー養成事業	地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。	青少年課
27	福祉学習推進事業	小・中・高で行う「総合的な学習の時間」への協力や地域活動における住民参加型行事において、青少年や市民の福祉学習の推進を図ります。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
リーダー養成事業登録者数	200 人	200 人
福祉学習開催数	21 校 150 学級	24 校 150 学級

取組方針⑧

新たな担い手の発掘・育成

福祉に関する講習会や講座等を通じて、地域に暮らす全ての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるように、若者世代にも焦点を当て、地域活動の担い手となる人材を育成します。

地域を担うことのできる人づくりのため、人材の掘り起こしを図るほか、認知症サポーターやボランティア体験を通じて、主体的に活動する人材の育成を推進します。

担当課	介護福祉課/市民生活課/社会福祉協議会
-----	---------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
28	認知症サポーター養成関連事業	認知症に対する家族や地域の理解が得られるよう、引き続き認知症サポーター及びKIDSサポーターの養成を充実・強化します。	介護福祉課
29	現役世代の町内会加入推進	町内会との関係性が希薄になりがちな企業や共同住宅の入居者に対し、町内会への理解を深めることで、若年世帯の加入を促します。	市民生活課
30	福祉人材バンク事業	福祉施設や介護事業所に就職を希望する求職者と福祉職を求める事業所からの相談に応じ、登録を行い、紹介・斡旋をします。また、福祉職場説明会やマンパワーの養成事業を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
認知症サポーター数 (累計)	24,355 人	42,000 人
福祉人材バンク事業における求職数・求人数・マッチング成功数	求職 118 人 求人 241 人 マッチング成功 13 件	求職 130 人 求人 250 人 マッチング成功 20 件

取組方針⑨

ボランティア活動の推進と支援

多様化する福祉ニーズを把握し、個々に合わせたボランティア活動の情報提供・需要調整機能の充実などを行うとともに、ボランティア養成のための様々な講習会などを開催し、自主性を尊重した発掘・養成に努めます。

地域貢献や社会貢献活動への機運の高まりにあわせ、大学や民間企業等へ働きかけ、協働事業の実施や協定等を活用して、高度な専門的知見の地域への還元、学生や社員の地域福祉活動への参加を促進していきます。

担当課	介護福祉課/総合福祉課/生涯学習課/社会福祉協議会
-----	---------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
31	介護支援いきいきポイント事業	高齢世代の方々がいきいきと地域の中で活躍の場を広げるため、介護支援ボランティア活動を通じて介護予防を推進するとともに、要介護・要支援高齢者に対する主体的な地域支え合い活動を育成・支援するため事業を実施します。	介護福祉課
32	雪かきボランティア事業	ボランティア精神の育成と互助の推進の観点から、高齢等の理由により自ら除雪を行うことが困難で、他の支援も見込めない世帯及び地域での除雪が困難な通	総合福祉課

		学路等を対象に、ボランティアの協力を得て、除雪の支援を行います。	
33	ボランティアセンター機能の充実	ボランティア活動を推進していくため、地域で潜在化しているニーズの把握とボランティアの需給調整を行い、各研修会を開催し地域資源（マンパワー）の発掘と養成を行います。また、ボランティアセンター運営委員会を開催し、各関係機関との連携やボランティアセンターの体制・機能の充実強化を図ります。	社会福祉協議会
34	障がい者のためのパソコンボランティア体験講習会	障がい者のICT機器の利用を広げるため、パソコン等の操作を支援するボランティアの育成を支援します。	生涯学習課
35	市民ボランティア講座	市民の「福祉のまちづくり」への参加を促進するため、地域で潜在化しているマンパワーの発掘やボランティア活動へのきっかけづくりとして講座を開催します。また、講座等が終了した後のフォローアップ体制を作っていきます。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
介護支援いきいきポイント事業活動延人数	2,300人	3,250人
雪かきボランティア登録者数	519人	555人
市民ボランティア講座参加者数	81人	100人

施策 4 地域福祉活動の推進



民生委員・児童委員などの地域における見守り活動、町内会活動、地域の防災活動等、支え合い活動を通じて、地域のつながりの大切さを認識し、地域課題の解決に向けて地域住民が主体的に地域福祉活動を生み出す拠点づくりを進めます。

サロン等の活動場所で開催する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康支援、多世代が参加できる各種イベントを充実させ、子どもから高齢者まで世代間の交流を促進します。

取組方針⑩

福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり

住民同士のつながりの希薄化が進み、社会的孤立が広がることは、閉じこもりや生活困窮、虐待などにつながるため、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりを進めていきます。

身近な地域の居場所やサロン等の活動場所で開催する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康支援、多世代が参加できる各種イベントを充実させ、子どもから高齢者まで世代間の交流を促進していく、共生型地域福祉拠点を設置します。

担当課	まちづくり推進課/こども育成課/空港政策課/総合福祉課/ 社会福祉協議会
-----	---

No	取組項目	取組内容	担当課
36	まちなか再生総合プロジェクト事業	少子高齢社会に対応可能な持続可能なまちづくりのため、未来のまちづくりの担い手である、若者、子育て世代とともに日常的なにぎわいの創出に努め、ココトマやまちなか交流館といった集いの拠点施設や商店街との連携、	まちづくり推進課

		ネットワークによる人の流れづくりに取り組みます。	
37	異年齢児・世代間交流事業	園児と地域の児童や高齢者が地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行ったりするなどの交流活動を促進することにより、町内会や未就園児との関りを深め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	こども育成課
38	共生型地域福祉拠点	高齢者や障がいのある方、子どもなどが集い交流して、互いに支え合いながら安心して生活することができる地域福祉拠点を整備します。	空港政策課 総合福祉課
39	ふれあいサロンの推進	地域における憩いの場である従来のふれあいサロンを推進しながら高齢者・障がい者・子どもなど、世代や制度分野を超えて、地域住民が相互に交流を図ることができる様々なかたちの居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
異年齢児・世代間交流事業における実施園数	27 園	39 園
ふれあいサロン数	68 か所	83 か所

取組方針⑩

地域の防災活動の推進

災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、自力での避難が難しく第三者の手助けが必要な要介護者や障がい者などの避難行動要支援者を支援するため、名簿を作成するなど、町内会や自主防災組織、民生委員などが地域ぐるみで支え合う体制を構築します。

災害時の地域における自助と共助を強化する自主防災組織の役割は大きく、組織育成のための防災講座等を開催し、地域防災力の向上を図ります。

担当課	危機管理室/社会福祉協議会
-----	---------------

No	取組項目	取組内容	担当課
40	要支援者名簿協力町内会の拡大に向けた説明会	自主防災組織を育成するとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者などに対する避難行動要支援者支援対策を推進します。	危機管理室
41	自主防災組織への活動支援	地域における「自助」と「共助」を強化する自主防災組織の役割は大きく、組織育成のための防災講座等の開催や自主防災組織が行う防災活動に対して助成金を交付するなど、地域防災力の向上を図ります。	危機管理室
42	苫小牧市民防災講座実施	防災関係機関相互の情報の共有化と、地域住民への防災情報の提供及び防災に関する出前講座を実施します。	危機管理室
43	災害ボランティア登録者研修会	災害時に災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げ、運営できるよう設置・運営マニュアルを随時見直します。 また、平常時より災害に対する防災・減災の意識を高揚するため、苫小牧市と連携・協議しながら職員や地域住民向けの講習会等を開催します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
避難行動要支援者協定 締結町内会数	43 町内会	50 町内会
自主防災組織世帯カバー率	90.08%	91.00%
防災出前講座 開催数	45 回	50 回
災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名

コラム④

「民生委員・児童委員」

民生委員児童委員は、地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアです。民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、全国で約 23 万人の民生委員が活動しており、本市では定数 359 名の民生委員児童委員が、20 地区の協議会を組織して活動しています。

担当する区域において高齢者等の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っており、介護の悩みや子育ての不安、生活上の心配ごとなど、多岐に渡って様々な相談に応じています。民生委員児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られるため、安心して相談できます。

また、相談内容に応じて、行政や地域の専門機関へと繋げる「つなぎ役」としての役割を果たしており、地域福祉推進の重要な担い手となっています。

民生委員・児童委員のマーク



昭和 35 年に公募で選ばれたもので、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

取組方針⑫

地域支え合いの機能の充実

「見守り・声掛け・身近な相談・集い語らう」を地域づくりの基本として、高齢者・障がい者・子どもなど様々な福祉ニーズについて早期発見・早期対応につなげます。

地域住民の個別ニーズについて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による実践活動で解決するだけでなく、近隣住民を巻き込んだコーディネートや隙間のニーズにも対応する地域づくりに向けた地域支援の強化を図ります。

地域を支える企業や事業者、関係機関等の協力を得て、重層的で漏れのない見守りを行うネットワークを築き、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

担当課	総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---------------

No	取組項目	取組内容	担当課
44	高齢者等見守り活動事業	登録した協力事業所が、日常業務の中で高齢者等の異変を感じたり相談を受けたりした場合、その情報をもとに市が関係機関と連携することにより、必要な支援や継続的な見守りにつなげます。	総合福祉課
45	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の増員	制度の狭間にある方や、複合的に課題を抱える方、また課題を抱えながらも支援を拒否する方などが地域で自立した生活を送ることができるよう総合的に相談を受けて支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置を進めます。	社会福祉協議会
46	各地域における支え合いの成功事例の周知・啓発	各地域における支援の参考として活用していただくため、地域住民による支え合いや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等における取組事例などについても周知を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 相談件数	14 件	30 件

コラム⑤

「基幹相談支援センター」

☐ 苫小牧市基幹相談支援センターは、地域における障がい者相談支援施設
☐ や団体の中核的な役割を担う拠点機関として、平成 25 年度に設置されま
☐ した。

☐ 障がい者の福祉ニーズは、年々多様化・増大化しております。住み慣れた
☐ 地域で、自分らしくいきいきと生活を送るためには、「どこで」「誰
☐ と」「どんなふうに」暮らしていきたいかという「生き方」を自分自身が
☐ 選び、それを実現できるように、地域社会全体で応援していくことが大切
☐ です。

☐ 苫小牧市では、市と事業を一部委託した法人が一体となり、社会福祉士
☐ や精神保健福祉士などの専門相談員が、日々本人や家族等からのお話をお
☐ 聞きし、地域の相談支援事業所や病院、学校などの各機関と連携し、ニー
☐ ズに合った情報提供のほか、総合的・専門的な相談支援に取り組んでいま
☐ す。

☐ このほか、地域連携のためのネットワークづくりや、長期的な入院・入
☐ 所からの地域移行・地域定着の支援、権利擁護や障害者虐待の防止に関す
☐ る取組などが、総合相談・専門相談とともに、基幹相談支援センターが担
☐ う 4 本柱となっております。

☐ どうぞお気軽にご相談ください。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らすことのできる地域とするため、自殺防止・再犯防止に向けて関係の支援者・団体との連携した取組や、道路・建築物等における物理的なバリア、情報障害者といわれる視覚障害者・聴覚障害者等における情報面でのバリア、障がいのある方が社会参加する時における意識上のバリアなどを取り除き、バリアフリーに向けた福祉のまちづくりを推進します。

施策5 安心して暮らせる地域づくり



近年、高齢者、障がい者が詐欺被害や悪質商法にあう事例も増えており、犯罪を未然に防ぐ取組や関係機関と連携・協働した取組により、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

また、自殺防止に向けて、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、傾聴し、適切な対応をとるほか、医療・福祉・教育等の関係機関が、より強力に連携して「生きることの包括的な支援」を行います。

取組方針⑬

自殺防止に向けた取組

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な要因があることが知られています。このため、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聴き、適切な対応をとるほか、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が、より強力に連携して「生きることの包括的な支援」を行います。

担当課	健康支援課
-----	-------

No	取組項目	取組内容	担当課
47	実務者ネットワーク会議	医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、関係機関の実務者ネットワークを形成し、苫小牧市の現状や課題を共有します。	健康支援課

48	ゲートキーパー養成講座	市民や企業等を対象に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげて見守るゲートキーパーを育成します。	健康支援課
49	こころの健康相談	保健師がこころに悩みを抱える市民やその家族からの相談に応じます。	健康支援課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
実務者ネットワーク会議開催回数	1回	年1回以上
ゲートキーパー養成講座総登録者数	1,620人	2,420人
こころの健康相談の開催	相談日：年1回 随時相談件数	相談日：年12回

取組方針⑭

再犯防止に向けた取組の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、関係機関・団体と連携し防犯啓発事業を推進するとともに、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

また、罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員になれるよう、再犯防止に向けて更生保護関係の支援者・団体と民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

担当課	こども支援課/市民生活課/総合福祉課
-----	--------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
50	巡回活動事業	巡回活動を通して非行の実態を把握し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。	こども支援課
51	防犯・再犯防止啓発事業の推進	関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで被害の未然防止に向けた啓発活動を実施します。	市民生活課

52	社会を明るくする運動の実施	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、青少年に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、毎年7月の強化月間を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため「社会を明るくする運動」を各関係機関とともに進めてまいります。	青少年課
53	再犯防止に向けた福祉的支援	犯罪者等について、状況に応じて生活困窮者自立支援制度による福祉的支援を実施します。 また、保護司会などの更生保護関係団体との連携に取り組みます。	総合福祉課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
巡回体制	街頭巡回 年間 680 回	巡回体制を維持します。

取組方針⑮

交通安全対策、移動手段の確保

高齢化の進展に伴い、自家用車に依存しない環境整備はますます重要な課題となっています。

高齢者の移動手段としては、バス、タクシーなどの公共交通機関が基本的に重要な役割を担っており、本市においても、公共交通機関の維持のために一定の支援を行っております。今後も、きめ細かなサービスの充実等に向けた努力が必要となりますが、他方で、歩行距離の制約などの高齢者の生活実態や、公共交通機関の現状を考えますと、公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域の助け合いの中で高齢者のための移動手段を確保していくことも、今後重要性が増すものと考えられます。

公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域共助の考え方に基づく輸送等の移動手手段の確保にあたり検討を行っていきます。

担当課	市民生活課/まちづくり推進課
-----	----------------

No	取組項目	取組内容	担当課
54	交通安全教室	子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、参加型の交通安全教室を実施し、交通ルールとマナーの向上を図り、安全で安心な環境づくりに努めます。	市民生活課
55	交通手段の確保	利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供するため、デマンド型コミュニティバスを引き続き運行します。	まちづくり推進課
56	移動手手段の確保	「苫小牧市地域公共交通計画」を策定し、将来に向けて持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、地域の移動手手段の確保に努めます。	まちづくり推進課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
交通安全教室開催数	321 回	320 回
デマンド型コミュニティバス利用者数	樽前ハッピー号 17,665 人 とこバス 2,771 人	樽前ハッピー号 18,000 人 とこバス 2,800 人



障がいのある人もない人も、全ての人が安全に生活できるよう、住まいから公共施設の構造上のバリア、偏見などの意識上のバリア、その他日常生活又は社会生活における様々なバリアを取り除き、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

取組方針⑩

バリアフリーの推進

公共施設などでは、エレベーターの設置や段差解消のためにスロープをつけるなどバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。段差解消などのバリアフリー化を促進します。

担当課	障がい福祉課/住宅課/道路河川課/緑地公園課/建築指導課
-----	------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課
58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課

59	バリアフリー化事業	障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。	障がい福祉課
60	あいサポート運動	様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人が困っている時に手助けや配慮を実践するあいサポーターを育成します。	障がい福祉課
61	公共施設バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリーを進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。 ・幹線道路や苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定道路において、点字ブロックの設置や通行に支障となる段差、急勾配の解消など、安全・安心に配慮した道路整備を推進します。 ・苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定公園や利用頻度が多い近隣公園などの出入口・トイレ等の改修を行い、安全・安心に配慮した公園整備を推進します。 ・公共的施設基準の審査、適合証を交付します。 	住宅課 道路河川課 緑地公園課 建築指導課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
福祉トイレカー出動回数	37 回	45 回
手話通訳者派遣件数	54 件	60 件
バリアフリー化事業における合理的配慮の提供を支援する助成件数	3 件	6 件

あいサポーター数（累計）	1,425 人	6,000 人
市営住宅バリアフリー化住戸数（累計）	192 戸	480 戸
バリアフリー化公園数（累計）	142 か所	157 か所

取組方針⑰

情報アクセシビリティの確保

ICT（情報通信技術）を活用した情報機器の普及など、情報提供の手法の幅が広がる中、障がいの有無にかかわらず、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

市が発信する情報について、受け手の状況にかかわらず必要とする人に適切な情報が伝わるよう、情報発信の手段や方法等について検討していきます。

コロナ禍における研修会や講習会でのオンライン・ツールの活用が図られたように、様々な媒体の利用も含め、動画での字幕挿入や文字サイズなどに配慮して、伝わりやすい福祉の情報発信を目指します。

担当課	総合福祉課/障がい福祉課/社会福祉協議会
-----	----------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
62	情報アクセシビリティの向上	ホームページをはじめ、公共施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等によるわかりやすい表記など、ユニバーサルデザインの普及を進め、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。	障がい福祉課
63	社協だよりなど周知方法の強化	社会福祉協議会の取組や地域福祉活動等において情報発信し、より多くの住民に地域福祉への関心を持っていただける紙面づくりを目指します。 (No6 再掲)	社会福祉協議会

64	アクセスしやすい 情報配信	ふくし情報について、誰もがいつでも情報に簡単にたどりつけ手軽に利用できるよう、動画共有サービス等により配信します。	総合福祉課
----	------------------	---	-------

コラム⑥

「あいサポート運動」

同じ街に暮らす、たくさんの人々。

その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。

たとえばお体や精神になんらかの障がいのある人……。

障がいをお持ちでも、日常の何気ない場面で、誰かのちょっとした思いやりや手助けがあれば、今よりもいきいきと暮らすことができます。

あいサポート運動は、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現させることを目的に、鳥取県がスタートさせた運動です。

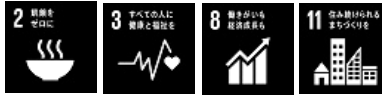
本市では、平成30年10月に鳥取県と協定を結び、受講された方には、あいサポーターとなっただけできるよう、あいサポーター研修の実施に取り組んでいます。

市職員はもとより、地域住民や企業の皆様、学校の児童生徒の皆様など、すでに1,600人以上のあいサポーターが誕生しております。

あなたも「あいサポート運動」に参加してみませんか。



施策7 地域丸ごとのつながり



若者、障がい者、生活困窮者が利用できる短時間就労、就労体験の場、退職高齢者にとっての新たな活躍の場など、福祉分野、雇用分野の既存事業にとらわれず、地域課題の解決に向けた社会的価値を生み出し、様々な機関・地域丸ごとのつながりを構築していきます。

取組方針⑩

雇用の安定・拡大と人材確保・育成

福祉政策と雇用政策の両面から、社会参加へ関わる人材の育成を促進していきます。

農水産業での高齢化による担い手も不足しており深刻な状況です。農福連携を通じて若者・高齢者・障がい者や生活困窮者に活躍の場をひろげるためにも、雇用を促進したい福祉施設とのマッチングなどを推進していきます。

担当課 介護福祉課/農業水産振興課/工業・雇用振興課/総合福祉課

No	取組項目	取組内容	担当課
65	介護職員就業支援事業	介護就業希望者と事業所とのマッチング及び介護技能向上のための研修に対する助成を行うことにより、介護事業所への長期定着を促進し、介護人材不足の改善を図ります。 また、外国人材の活用に向けた調査・検討を行うなど、介護人材の不足を補うための多様な方策について検討を進めます。	介護福祉課
66	農福連携の取組	若者・高齢者・生活困窮者や障がい者が農業分野で活躍することを推進します。	農業水産振興課 総合福祉課

67	就業支援事業	<p>安定した雇用確保のため、若者や女性の人材育成と雇用機会のサポートなどの取組を行います。</p> <p>市が運営する無料就職マッチングサイトを通じ、求職者と市内企業の就職促進と人材確保を図ります。</p>	工業・雇用振興課
----	--------	--	----------

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
農福連携農家数	—	1 戸

コラム⑦

「生活支援コーディネーター」

「生活支援コーディネーター」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、生活の困りごとの発見と、地域の支え合いづくりを支援し、解決に向けた働きかけを行う人のことで、別名を「地域支え合い推進員」といいます。

具体的には、社会資源（各地域で行われるサロンや見守り活動、生活支援に関するサービスなど）の把握と創出、サービスの担い手（元気な高齢者やボランティア活動をしたい方など）の発掘と養成、地域のネットワーク構築（地域組織、NPO、社会福祉法人、地域の企業などによる情報共有や連携の体制づくり）、地域の困りごととサービスのマッチングなどを行います。このような活動を通して、人と地域をつなぎ、地域の人たちと一緒に考えながら、日常生活上の支援体制が充実し、高齢者が社会参加できるまちづくりに取り組んでいきます。

取組方針⑱

地域における人と資源の循環

人口減少を背景に、事業者や社会貢献活動における人材や後継者が不足しており、地域での様々な課題が表出しております。しかしそれは同時に、高齢者、障がい者や生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源でもあります。地域の元気な高齢者等が担い手として主体的に活躍できる機会を確保し、福祉分野を超えて人と資源がつながり、地域に「循環」を生み出せるまちを推進します。

担当課	工業・雇用振興課/社会福祉協議会
-----	------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
68	採用力・魅力創造支援事業	若者・女性・高齢者など働き方の多様化に合わせた、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む市内企業を支援します。	工業・雇用振興課
69	シニア層の社会参加	シニア層（定年退職者含む）がいいきいきと暮らし、地域活動へ参加してもらえるよう、シニア向けの社会参加のための講座を企画します。	社会福祉協議会



第5章

地域福祉活動を推進する基盤 づくり

-
- 1 社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」との連携
 - 2 計画の進行管理と検証体制
-

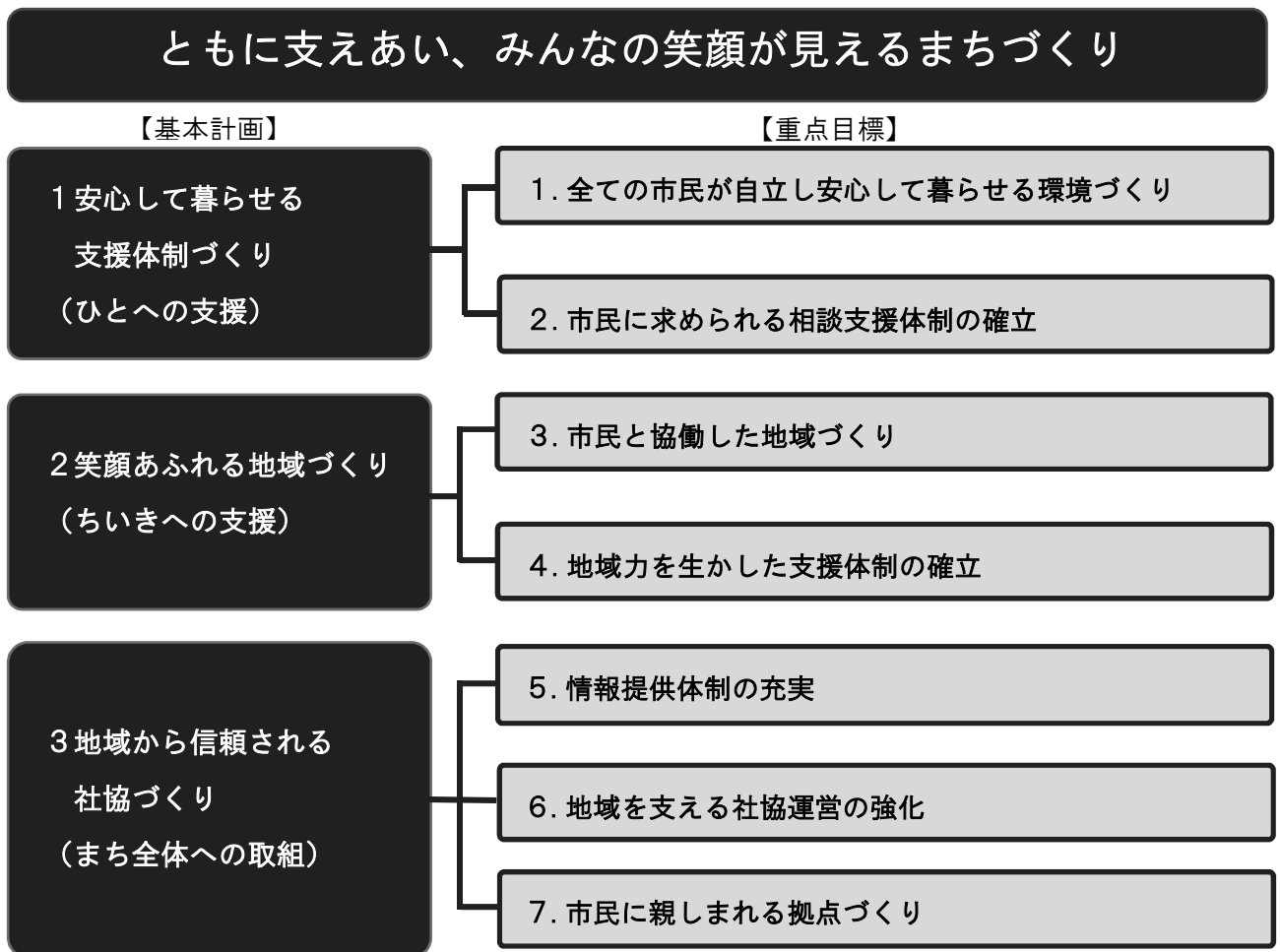
第5章 地域福祉活動を推進する基盤づくり

1 社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」との連携

苫小牧市社会福祉協議会は、昭和27(1952)年に本市の社会福祉事業関係者と地域住民が協力して地域福祉の増進を図ることを目的に設立されました。昭和43(1968)年には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉の中核として各種福祉事業を実施しています。

本市の地域福祉計画は、地域福祉推進のための施策や地域住民の地域福祉活動への参加を促す理念と仕組みづくりを示した計画である一方、苫小牧市社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域福祉の推進を実行するため、社会福祉協議会が町内会や民生委員・児童委員、老人クラブといった関係機関やボランティア、市民活動団体との活動を定める計画です。本市の地域福祉計画と一体的に策定することにより、それぞれの役割が明確になり、協働・実行性が高まります。

第6期地域福祉実践計画

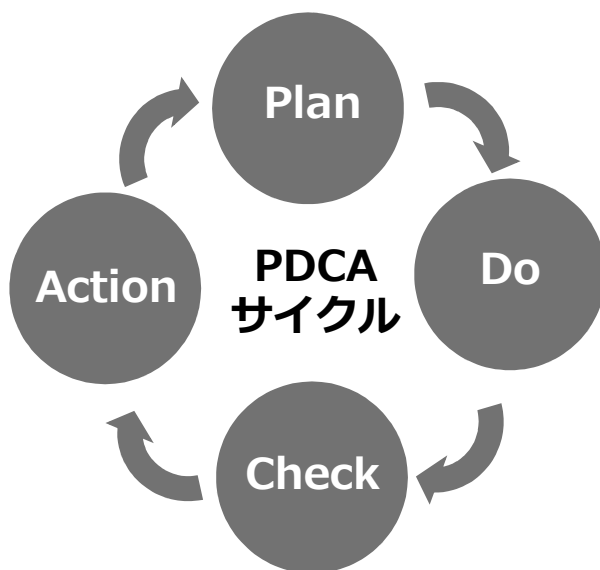
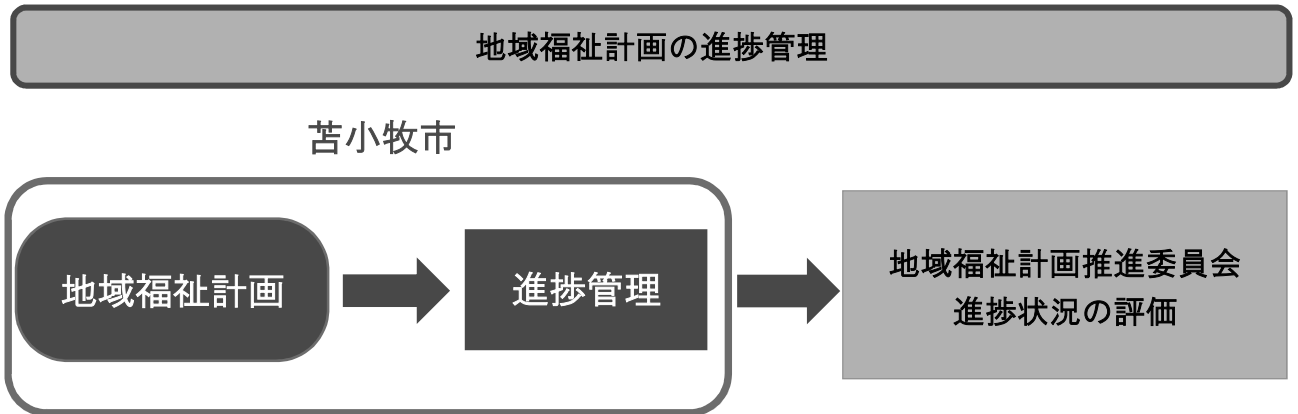


地域福祉計画と地域福祉実践計画の連携

<p>第3期苫小牧市地域福祉計画</p> <p>支えあい、助けあいながら 共に暮らせるまちづくり</p>	<p>第6期地域福祉実践計画</p> <p>ともに支えあい、みんなの 笑顔が見えるまちづくり</p>
<p>基本目標1 自分らしく生きるための 仕組みづくり</p> <p>施策1 包括的な相談支援体制の構築</p> <p>施策2 権利擁護の推進</p>	<p>重点目標1 全ての市民が自立し安心して 暮らせる環境づくり</p> <p>重点目標2 市民に求められる相談支援 体制の確立</p>
<p>基本目標2 共に支え合う地域づ くり</p> <p>施策3 地域を担う人づくり</p> <p>施策4 地域福祉活動の推進</p>	<p>重点目標3 市民と協働した地域づくり</p> <p>重点目標4 地域力を生かした支援 体制の確立</p>
<p>基本目標3 誰もが安心して暮ら せる環境づくり</p> <p>施策5 安心して暮らせる地域づくり</p> <p>施策6 福祉のまちづくりの推進</p> <p>施策7 地域まるごとのつながり</p>	<p>重点目標5 情報提供体制の充実</p> <p>重点目標6 地域を支える社協運営の強化</p> <p>重点目標7 市民に親しまれる拠点づくり</p>

2 計画の進行管理と検証体制

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため「苫小牧市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の進捗状況の評価について、御意見をいただきながら進捗管理を行います。



計画 (Plan)

市の現状を踏まえ、市民ニーズにあった施策を設定し、達成に向けて取り組みます。

実行 (Do)

計画にもとづき活動を実施します。

評価 (Check)

定期的に進捗状況を把握し、評価を行い御意見をいただきます。

見直し (Action)

必要があると認めるときは、計画期間の中間年（3年目）で一部見直しを行います。

資料編

- 1 計画作成過程
- 2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 3 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 4 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱
- 5 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議委員名簿
- 6 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱
- 7 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会委員名簿
- 8 持続可能な開発目標（SDGS エス・ディー・ジーズ）

1 計画作成過程

年月日	内容	
平成29年12月20日(水)	第1回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
平成30年9月25日(火)	第2回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
平成31年2月18日(月)	第3回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年6月12日(水)	第4回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年6月12日(水)	○基調講演「今後の地域福祉のあり方～全国の先進地域から学ぶ～」 北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科 教授 岡田 直人氏	
令和元年7月1日(月) から 令和元年7月31日(水) まで	市民意識調査	
令和元年8月27日(火)	第1回苫小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和元年9月20日(金)	苫小牧市の共生社会を考える地域福祉セミナー ○基調講演「地域共生社会について～他分野との連携～」 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介氏 ○グループワーク「地域住民が主体のまちづくり」	 

年月日	内容	
令和元年10月31日(木)	第5回苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年11月21日(木)	第2回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和元年11月30日(土)	<p>苦小牧市の共生社会を考えるシンポジウム</p> <p>○基調講演「治さない医者～非援助の援助～」 医療法人薪水浦河ひがし町診療所 院長 川村 敏明 氏</p> <p>○シンポジウム ～いま「社会的孤立」にヨコグシを～ コーディネーター 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊 氏</p> <p>シンポジスト 高田法律事務所 弁護士 高田 耕平 氏 苦小牧地域生活支援センター センター長 園田 亜矢 氏 山手地域包括支援センター 社会福祉士 加藤 侑大 氏</p>	 
令和元年12月18日(水) から 令和2年1月26日(日)まで	<p>地域懇談会(8か所)</p> <p>桜坂ふれあいサロン(しらかば)/苦社協ふれあいサロン/サロンふれあいひろば(東)/おしゃべりサロン(明野)/ふれ愛サロンほっとタイム(西)/ふれあいみやま(山手)/ふれあいサロン(中央)/ふれあいサロン青葉(南)</p>	
令和2年1月30日(木)	第3回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和2年4月24日(金)	第6回苦小牧市地域福祉計画推進委員会	計画骨子の検討
令和2年7月27日(月)	第4回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和2年8月6日(木)	第1回苦小牧市地域福祉計画庁内推進会議	取組方針の説明
令和2年11月12日(木)	第5回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	権利擁護について
令和2年11月16日(月)	第7回苦小牧市地域福祉計画推進委員会	計画素案の検討
令和3年2月	<p>第8回苦小牧市地域福祉計画推進委員会</p> <p>第6回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会</p>	パブリックコメント報告

2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 苫小牧市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した苫小牧市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するにあたり、広く市民から意見を求めるため、苫小牧市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の評価及び施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学職経験者
- (2) 福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- (3) 苫小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- (4) 公募により選考された者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、福祉部総合福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿

委嘱期間：令和元年6月12日～令和3年3月31日 令和2年11月16日時点

No	氏名	団体名等
1	園田 亜矢	苫小牧地域精神障害者支援事業協議会
2	井上 政一	苫小牧身体障がい者福祉連合会
3	宮津 礼子	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
4	桃井 直樹	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会
5	八嶋 麻紀	苫小牧市法人保育園協議会
6	荒木 孝幸	苫小牧市ボランティア連絡協議会
7	保田 勝	苫小牧市民生委員児童委員協議会
8	岡田 秀樹	札幌弁護士会
9	金谷 和恒	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部
10	山崎 肇	北海道行政書士会 苫小牧支部
11	山端 豊城	苫小牧市町内会連合会
12	長田 昌聰	苫小牧市老人クラブ連合会
13	伊藤 康博	社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
14	新庄 勝美	苫小牧駒澤大学
15	田中 憲一	公募
16	高橋 和子	公募

(敬称略)

4 苦小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉計画の推進に際し、庁内に苦小牧市地域福祉計画庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりにする。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況把握及び点検並びに施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 庁内推進会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

- 2 議長は福祉部長を、副議長は福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の委員のほか、必要に応じて関係課長を委員とすることができる。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第5条 庁内推進会議の庶務は、福祉部総合福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

5 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議委員名簿

令和2年8月6日時点

1		協働・男女平等参画室	室長
2	総合政策部	まちづくり推進課	課長
3		空港政策課	課長
4		危機管理室	主幹
5	市民生活部	市民生活課	課長
6	福祉部	総合福祉課	課長
7		障がい福祉課	課長
8		発達支援課	課長
9		介護福祉課	課長
10		生活支援室	室長
11	健康こども部	こども育成課	課長
12		こども支援課	課長
13		青少年課	課長
14		健康支援課	課長
15	産業経済部	工業・雇用振興課	課長
16		農業水産振興課	課長
17	都市建設部	道路河川課	課長
18		緑地公園課	課長
19		住宅課	課長
20		建築指導課	課長
21	教育部	生涯学習課	課長
22		教)指導室	室長
23	社会福祉協議会	社会福祉協議会	課長

6 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、苫小牧市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、その他センターの円滑な運営を図るため、苫小牧市成年後見支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターが実施する事業の監督に関する事項
- (2) センターが実施する事業の適正化及び企画調整に関する事項
- (3) 権利擁護に係る計画及び事業等に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する事項

（委員）

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 運営協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 運営協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 運営協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部総合福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

7 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会委員名簿

令和2年6月4日時点

No	区 分	団体名等	氏 名
1	法律専門家	札幌弁護士会	岡田 秀樹
2		リーガルサポート札幌支部	川村 卓司
3		北海道行政書士会 苫小牧支部	山崎 肇
4	地域福祉関係者	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会	浅野 豊
5		北海道精神保健福祉士協会	鈴木 浩子
6		北海道社会福祉士会日胆地区支部	曾我 真由美
7		北海道医療ソーシャルワーカー協会	牧野 祐司
8	オブザーバー	札幌家庭裁判所苫小牧支部	八田 公人

(敬称略)

8 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画では、地域住民、行政や企業との協働利用するため各施策について、SDGsのゴール（目標）に紐づけを実施しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



とま子ヨッポ
©2011 苫小牧市

第3期苫小牧市地域福祉計画
(令和3年度～令和8年度)

発行：苫小牧市福祉部 総合福祉課
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話：(0144) 32-6354
FAX：(0144) 32-6098
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>